

令和6年度版 加算の算定タイミング一覧表

加算の名称	対象		算定タイミング			要件	
			A	B	C	加算単独での請求	体制加算に係る届出書
	障害者	障害児	サービス利用支援費 (計画作成月)	継続サービス利用支援費 (モニタリング月)	計画作成・モニタリング 未実施月 (基本報酬算定月以外)		
利用者負担上限額管理加算	150単位/月1回限度		●	●	●	●	—
初回加算	300単位/月	500単位/月	●	—	—	—	—
主任相談支援専門員配置加算 (I)中核的な役割を担う相談支援事業所の場合 (II)上記以外	300単位/月 100単位/月		●	●	—	—	●
入院時情報連携加算 (I)医療機関を訪問しての情報提供 (II)医療機関への訪問以外の方法での情報提供	300単位/月 150単位/月		●	●	●	●	—
退院・退所加算	300単位/回(3回を限度)		●	—	—	—	—
居宅介護支援事業所等連携加算 ・情報提供を文書により実施した場合 ・月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合 ・他機関の主催する会議に参加した場合	150単位/月1回限度 300単位/月1回限度 300単位/月1回限度	対象外	● — —	● — —	●	●	—
保育・教育等移行支援加算 ・情報提供を文書により実施した場合 ・月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合 ・他機関の主催する会議に参加した場合	対象外	150単位/月1回限度 300単位/月1回限度 300単位/月1回限度	● — —	● — —	●	●	—
医療・保育・教育機関等連携加算 ・面談(計画作成月) ・面談(モニタリング月) ・通院同行 ・情報提供	200単位/月1回限度 300単位/月1回限度 300単位/回(3回を限度) 150単位/月1回限度		● — ● ●	— ● ● ●	—	—	—
集中支援加算 ・月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合 ・本人参加のサービス担当者会議を開催した場合 ・他機関の主催する会議に参加した場合 ・通院同行 ・情報提供	300単位/月1回限度 300単位/月1回限度 300単位/月1回限度 300単位/回(3回を限度) 150単位/月1回限度		—	—	●	●	—
サービス担当者会議実施加算	100単位/月		—	●	—	—	—
サービス提供時モニタリング加算	100単位/月		●	●	●	●	—
★行動障害支援体制加算 (I)対象となる障害者を支援する事業所の場合 (II)上記以外	60単位/月 30単位/月		●	●	—	—	●
★要医療児者支援体制加算 (I)対象となる障害者を支援する事業所の場合 (II)上記以外	60単位/月 30単位/月		●	●	—	—	●
★精神障害者支援体制加算 (I)対象となる障害者を支援する事業所の場合 (II)上記以外	60単位/月 30単位/月		●	●	—	—	●
★高次脳機能障害者支援体制加算 (I)対象となる障害者を支援する事業所の場合 (II)上記以外	60単位/月 30単位/月		●	●	—	—	●
ピアサポート体制加算	100単位/月		●	●	—	—	●
地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回(4回を限度)		●	●	●	●	●
地域体制強化共同支援加算	2,000単位/月1回限度		●	●	●	●	●

(補足)

- ・算定タイミングの異なる組合せの加算は併給できません。
- ・同一の支援業務となる加算は併給できません。どちらかの加算を選択しての請求になります。
- ・加算の算定タイミング、要件において、個別に判断が必要なケースにおいては、障害福祉課にご相談ください。
- ・体制加算の算定要件を満たしている場合、該当する事業所のすべての基本報酬が加算の対象となります。